

高松市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第5項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告および意見を、同条第9項および第10項の規定により、次のとおり公表します。

平成23年2月18日

高松市監査委員 谷本繁男  
同 吉田正己  
同 森川輝男  
同 小比賀勝博

平成22年度工事監査（随時監査）結果報告等について

1 工事監査（随時監査）の結果に関する報告

(1) 監査の対象（監査対象工事）および工事担当課

No.	監査対象工事名	予算主管課	工事主管課	契約主管課
1	庵治漁港物揚場改良工事	都市整備部 河港課	都市整備部 河港課	財務部 契約監理課
2	高松市東部運動公園管理事務所 棟建設工事	都市整備部 公園緑地課	都市整備部 建築課	財務部 契約監理課
3	高松市東部運動公園管理事務所 棟建設に伴う電気設備工事	都市整備部 公園緑地課	都市整備部 建築課	財務部 契約監理課
4	高松市東部運動公園管理事務所 棟建設に伴う機械設備工事	都市整備部 公園緑地課	都市整備部 建築課	財務部 契約監理課

(2) 監査の期間

平成22年11月1日から平成23年2月15日まで

(3) 監査の方法

平成22年度において施工中の建設工事のうち、監査対象工事4件（詳細は別表のとおり）を抽出して、これらの工事の計画、設計、積算、契約、施工、管理、試験検査等が法令等に基づき、適正に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、技術面からこれらの工事の「施工」が適切かつ効率的に行われているかどうかを意を用いた。

監査に当たっては、監査対象工事の関係部課等（工事主管課等）からそれぞれ関係書類の提出を求めるとともに、関係職員等から説明を聴取するなどして実施した。また、工事現場において、施工状況の確認等を行うため、関係職員等の立会いを求め、実地監査を行った。

なお、当該監査における監査対象工事の設計、積算、施工などの専門技術的事項に係る工事技術調査については、社団法人大阪技術振興協会に委託し、技術士の派遣を求め、書類調査および現場調査を行った。

#### （４） 監査の結果

監査の結果、関係書類は、おおむね整備されており、工事現場の施工状況についても設計図書に基づき、おおむね適正に執行されているが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

また、既に改善等を指示した軽易な事項については、十分留意し、適正な事務の執行に努められたい。

今後とも、工事の施工に当たっては、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

#### （５） 今回の監査で指摘した事項

##### ア 庵治漁港物揚場改良工事について

##### （ア） 工事施工の基準となる仕様書を明確にすべきもの

本工事では、香川県土木工事共通仕様書に基づき工事を施工されているが、設計に関する書類において、工事の施工基準となる共通

仕様書が明確にされていないので、今後、設計に関する書類に適用する共通仕様書を明記されたい。

(都市整備部河港課)

(イ) 特記仕様書に必要な事項を記載すべきもの

本工事では、特記仕様書が作成されているが、当該工事と関係のない工種についても記載されている。

特記仕様書は、工事の施工の明細または固有の技術的要求を定める図書であり、工事に関する技術的事項やその他必要な条件等を具体的に記載しておくことが望まれるため、本工事においては、特記仕様書に鋼管杭打設に関する施工管理や水質汚濁防止対策を記載するなど、該当する工事に必要な事項を検討した上で記載するよう改められたい。

(都市整備部河港課)

(ウ) 施工計画書に安全対策等に関する項目を記載すべきもの

海上施工における交通管理については、打合せ簿により要領や安全対策等を協議しているが、施工計画書に、作業船の航行時や漁船に対する安全対策等に関する安全管理項目が記載されていないので、今後、施工計画書に記載するよう改められたい。

(都市整備部河港課)

(エ) 各施工段階における施工の状況を写真撮影すべきもの

鉄筋工の工事写真において、配筋ピッチや被りなど工事の施工後に施工の状況を確認することができないものについて撮影がされていないものが見受けられたので、今後、工事の施工後においても各施工段階における施工の状況が確認できるよう、適切な写真撮影に努められたい。

(都市整備部河港課)

イ 高松市東部運動公園管理事務所棟建設工事(付帯設備工事を含む。)について

(ア) 公共建築工事標準仕様書を統一すべきもの

設計に係る書類について、高松市東部運動公園管理事務所棟

建設工事では、特記仕様書に記載されている適用基準として、平成19年度版の公共建築工事標準仕様書等が示されているが、同時期に発注された本工事に係る電気設備工事および機械設備工事では、平成22年度版に準拠するものとしているので、同時期に発注する工事については、適用する標準仕様書を最新版のものに統一されたい。

(都市整備部建築課)

(イ) 鉄筋の圧接継手の位置を適正にすべきもの

基礎コンクリート鉄筋の配筋状況の写真において、一部で隣り合う圧接継手の位置が0.4メートル以上確保されていない箇所が見受けられたので、鉄筋の継手や圧接位置の集中により構造上の弱点となることがないように十分配慮し施工するよう必要な措置を講じられたい。

(都市整備部建築課)

(ウ) 各施工段階における施工の状況を写真撮影すべきもの

公共建築工事標準仕様書第1章第1節工事の記録(d)では、工事の施工によって隠蔽されるなど、後日の目視による検査が不可能又は容易でない部分の施工を行う場合は工事写真を整備することが定められているが、鉄筋工の工事写真において、配筋ピッチや被りなど工事の施工後に施工の状況を確認することができないものについて撮影がされていないものが見受けられたので、同規定により、工事の施工後においても各施工段階における状況が確認できるよう、適切な写真撮影に努められたい。

(都市整備部建築課)

(エ) コンクリート打設時の養生を適正にすべきもの

コンクリート打設時の写真において、作業員が、直接、基礎コンクリートの鉄筋上に乗り、打設作業を行っているものが見受けられたので、組立てが完了した鉄筋に影響することがないように養生用の足場板を敷き、コンクリートの打設作業を行うよう、施工業者を指導されたい。

(都市整備部建築課)

(オ) 使用材料に関する資料を添付すべきもの

本工事では、特記仕様書で、使用するレディーミクストコンクリートの種別はI類とすることとしているが、当該工事の使用材料がJISQ1001, 1011に基づきJISA5308への適合が認証されたことが判る資料が添付されていないので、使用材料関係書類に適合認証を行った機関の認証基準書を添付するよう措置を講じられたい。

(都市整備部建築課)

(カ) 工種別施工計画書を作成すべきもの

施工管理に係る書類において、施工計画書として総合施工計画書は作成されているが、工種別施工計画書が作成されていないので、請負業者に、工種別施工計画書を作成するよう指導するなど、適切な施工管理が図れるよう措置を講じられたい。

(都市整備部建築課)

(キ) 施工管理計画書に労働災害防止協議会に関する事項を記載すべきもの

労働安全衛生法第30条第1項第1号では、労働者および関係請負人の労働者が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、協議組織の設置および運営を行うことを規定しているので、適切な施工管理体制が図れるよう、施行計画書の安全管理計画に労働災害防止協議会に関する事項を記載されたい。

(都市整備部建築課)

## 2 監査の結果に付する監査委員の意見

(1) 庵治漁港物揚場改良工事について

ア 設計に関する書類について

本工事では、実施設計図に防食工の仕様等についての記載がされていないが、実施設計図には、対象構造物の仕様など詳細な内容を記載しておくことが望まれるため、工事に関連する内容については十分に検討し、実施設計図に記載するよう努められたい。

(都市整備部河港課)

イ 積算に関する書類について

本工事における積算は、「港湾土木請負工事積算基準」等に基づく市販の土木工事積算ソフトを使用し、適切に積算されているが、当該工事に使用する鋼管杭打設用のバイブロハンマの選定根拠が記載されておらず、また、高さが2メートル以上ある上部工の前面の足場については計上されていないので、使用機械の選定や積算に係る根拠を明確にされたい。

(都市整備部河港課)

(2) 高松市東部運動公園管理事務所棟建設工事(付帯設備工事を含む。)について

ア 全体協議等への出席について

本工事において、監督員は、委託監督員が担当しており、施工に関する打合せ協議は適切に実施され、監督員の指示事項、協議内容および施工の立会結果についての記録も整備されているが、工事主管課の職員においても、可能な限り全体協議等に出席し工事状況の把握に努められたい。

(都市整備部建築課)

別表

No.	予算主管課 工事主管課	工事名・〔請負業者〕・(業種)	契約金額 (円)	契約期間 (工期)	施工 監理
1	都市整備部 河港課	庵治漁港物揚場改良工事 〔株式会社松田組〕 (土木一式工事)	39,513,600	H22.7.1 ) H22.12.10	委託
2	都市整備部 公園緑地課 都市整備部 建築課	高松市東部運動公園管理事務所 棟建設工事 〔株式会社新名工務店〕 (建築一式工事)	46,631,550	H22.7.6 ) H23.1.11	委託
		高松市東部運動公園管理事務所 棟建設に伴う電気設備工事 〔株式会社勝見電気工業〕 (電気工事)	4,714,500	H22.7.14 ) H23.1.11	
		高松市東部運動公園管理事務所 棟建設に伴う機械設備工事 〔四国玉屋設備株式会社〕 (機械工事)	6,436,500	H22.7.14 ) H23.1.11	
合 計 (1+2)			97,296,150		

注

庵治漁港物揚場改良工事請負契約については、平成22年11月25日付けで、契約金額を46,481,400円、契約期間の満了日を平成23年1月11日に、同月7日付けで、契約期間の満了日を同月25日に、同月24日付けで、契約金額を46,746,000円に変更する契約を締結している。  
(平成23年2月18日現在)